

令和7年9月2日
保健福祉政策部
障害福祉部

民間空襲被害者等支援の検討状況について

1 主旨

民間空襲被害者等に対し、国会では、超党派国会議員の法案作成の動きはあるものの法案の制定がいまだ見通せず、他自治体では独自に見舞金を支給している例もあり、基礎自治体としてこの検討を開始することは時宜にかなった意義がある。戦後80年となり高齢化が進む中、被害者の長年の心情に寄り添いながら議論を進めることで、国会での法案成立を後押しし、併せて、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和へのメッセージを発信する。

2 支援の内容【検討中】

(1) 支給の目的

心と身体に障害や傷跡が残り、長年にわたり多大な苦労や苦痛を受けている民間空襲被害者等に対し、区として戦後80年にあたり労りとお見舞いの気持ちを表すため

(2) 支給対象者

昭和16年12月8日から昭和20年9月7日における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因する障害を現に有する者

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表7級以上の障害
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項障害等級3級以上の障害
- ・区長が上記に準ずると認める障害

(3) 支給要件

- ・区内在住者（令和8年1月1日時点において住民基本台帳に引き続き1年以上記録）
- ・恩給法、援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等による給付を受けていない者

(4) 支給内容

1人につき3万円の見舞金を支給（1回）

(5) 受付窓口の設置

- ① 見舞金申請の案内
- ② 被害者の長年の心情に寄り添った相談対応

3 対象者数の想定 90名程度

4 歳出予算額 調整中

内訳	対象者への支給額	2,700千円
	審査会委員の報償費	(調整中)
	受付窓口の運営	(調整中)

5 第一次申請期間 令和8年1月5日～3月31日
(令和8年度中に再度申請期間を設定する)

6 今後のスケジュール(予定)

令和7年11月	福祉保健常任委員会
11月～12月	第4回区議会定例会に補正予算案を提案
令和8年1月5日～3月31日	第一次申請期間 (令和8年度中に再度申請期間を設定する) (広報紙、HP、掲示板等により周知)
5月	審査会
6月下旬	見舞金支給
7月	せたがや未来の平和館 企画展